

処遇改善の取り組みについて

当施設では職員に対する処遇改善の取組を実施し、下記算定要件のもと介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定しております。また令和4年10月より新設された、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しております。

●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）算定要件

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たすこと

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ②資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること
 - ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設ける
- ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

●介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）算定要件

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと
 - ・処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - ・処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

●介護職員等ベースアップ等支援加算 算定要件

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと
 - ・処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベース

アップ等（※）の引上げに使用することを要件とする

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

●職場環境等要件に基づいて実施している取組

《入職促進に向けた取組》

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針・その実現のための施策・取組などの明確化
- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

《資質の向上やキャリアアップに向けた支援》

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

《両立支援・多様な働き方の推進》

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規社員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・業務福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

《腰痛を含む心身の健康管理》

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

《生産性向上のための業務改善の取組》

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

《やりがい・働きがいの醸成》

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供